

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱

制 定 平成21年4月1日
岡山県告示第243号
最終改正 令和7年10月7日

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合をいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に規定する会社及び個人並びに同項第4号に規定する企業組合をいう。
- (3) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条の生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条の酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条の内航海運組合をいう。
- (4) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (5) 金融機関 知事の指定する取扱金融機関をいう。
- (6) 支援センター 公益財団法人岡山県産業振興財団（岡山県中小企業支援センター）をいう。
- (7) 産業振興財団 公益財団法人岡山県産業振興財団をいう。
- (8) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
- (9) 小口零細企業保証 小口零細企業保証制度要綱（平成19.08.13中庁第1号）に基づく信用保証制度をいう。
- (10) 創業関連保証 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証をいう。
- (11) 流動資産担保融資保証 流動資産担保融資保証制度要綱（平成13.12.14中庁第3号）に基づく信用保証制度をいう。

- (12)先端設備等導入関連保証 中小企業等経営強化法第54条第1項に規定する先端設備等導入関連保証をいう。
- (13)事業承継特別保証 事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号）に基づく信用保証制度をいう。
- (14)危機関連保証 信用保険法第15条に規定する危機関連保証をいう。
- (15)事業継続力強化等関連保証 中小企業等経営強化法第60条第1項に規定する事業継続力強化関連保証又は同法第61条第1項に規定する連携事業継続力強化関連保証をいう。
- (16)事業再生計画実施関連保証 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (17)事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（20250120中庁第12号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (18)スタートアップ創出促進保証 スタートアップ創出促進保証制度要綱（20230130中庁第3号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (19)事業者選択型経営者保証非提供制度 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に基づき全国的に統一して設けられた制度をいう。
- (20)協調支援型特別保証 協調支援型特別保証制度要綱（20250115中庁第14号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

（資金の種類）

第3条 この要綱に定める資金の種類は、別表のとおりとする。

（融資を受ける者の資格）

第4条 融資を受ける資格を有する者は、別表各号に掲げる資金の種類ごとに、それぞれ同表の融資の対象者の欄に掲げる要件に該当するもので、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。（別表第1号及び第7号に掲げる資金を除く。）
- (2) 県税を滞納していないこと。
- (3) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- (5) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の償還が適正になされていること。
- (6) 融資を受ける者（法人にあつては、役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ロ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 別表第 1 号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受けること。

ロ 産業競争力強化法第 2 条第 31 項第 1 号又は第 3 号に掲げる創業者である場合にあつては、県内に主たる住所を有し、かつ、県内に主たる事業所を設置する計画があること。

ハ 中小企業等経営強化法第 2 条第 3 項に規定する新規中小企業者又は産業競争力強化法第 2 条第 31 項第 2 号、第 4 号（同法第 129 条第 2 項の規定により同号に掲げる創業者とみなされる者を含む。）、第 5 号若しくは第 6 号に掲げる創業者である場合にあつては、県内に主たる事業所を有し、保証協会の保証対象事業を営んでいること（同法第 2 条第 31 項第 5 号に掲げる創業者である場合にあつては、当該創業者が新たに設立する中小企業者である会社を含む。）。

ニ 許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合には、融資の実行までに、当該許可等を取得することが確実であること。

(8) 別表第 4 号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄 2 に該当する者に限る。）にあつては、流動資産担保融資保証を受けること。

(9) 別表第 5 号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合 金融機関による融資の実行（融資が保証協会の保証付きの場合は、保証協会による保証の承諾）までに、当該許可等を取得していること。

ロ 別表第 5 号の融資の対象者の欄 3 に該当する場合 先端設備等導入関連保証を受けること。

(10) 別表第 7 号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄 3 に該当する者に限る。）にあつては、事業承継特別保証を受けること。

(11) 別表第 9 号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 別表第 9 号の融資の対象者の欄 1 に該当する場合 危機関連保証を受けること。

ロ 別表第 9 号の融資の対象者の欄 6 に該当する場合 事業継続力強化等関連保証を受けること。

(12) 別表第 10 号に掲げる資金の融資を受けようとする者のうち事業再生計画実施関連保証を利用しようとするものにあつては、事業再生計画実施関連保証を受けること。

(13) 別表第 13 号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を受けること。

(14) 別表第 14 号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、協調支援型特別保証を受けること。

（融資の条件）

第 5 条 融資の条件は、別表のとおりとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、別表第 9 号の融資の対象者の欄 1 から 3 に該当す

る者の融資の条件を別に定めることができる。

（認定等）

第6条 別表に定める融資の条件により、知事の認定等を受けなければならない資金の融資を受けようとする者は、あらかじめ別に定めるところにより認定等を受けなければならない。

2 別表第5号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）は、あらかじめ、中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を作成し、同項に規定する特定市町村の認定を受けなければならない。

3 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）は、あらかじめ、信用保険法第2条第6項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

4 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。）は、あらかじめ、中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受け、又は同法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受けなければならない。

5 別表第10号に掲げる資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる計画のいずれかを策定するとともに、第3号に掲げる計画を策定する場合にあつては、当該計画について事業再生資金審査会の審査を受けなければならない。

（1）産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画

（2）産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画

（3）岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画

6 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）及び同表第11号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）は、信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当することにつき、あらかじめ同項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

（経費の補助）

第7条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を保証協会又は金融機関に補助するものとする。

（融資の申込方法等）

第8条 この要綱による融資は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用保証申込書に、知事の認定書（知事の認定を受けなければならない場合に限る。）、市町村長の認定書（別表第5号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）、同表第9号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄1又は2に該当する者に限る。）及び同表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。））

る。)に係るものに限る。)、産業振興財団の推薦書(同表第5号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。))及び同表第8号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。))に係るものに限る。)、知事が別に定める申告書(同表第9号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。))、同表第11号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2から4までに該当する者に限る。))及び同表第14号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。))に係るものに限る。)、経済産業大臣の認定書(同表第9号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。))及び金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

(融資を受けた者の遵守事項)

第9条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資について調査することができる。

(報告)

第11条 金融機関又は保証協会は、融資及び回収又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

2 産業振興財団は、別表第5号に掲げる資金の融資の対象者の欄2及び同表第8号に掲げる資金の融資の対象者の欄3に係る推薦の実績について別に定める様式により毎月10日までに知事に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年岡山県告示第516号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年岡山県告示第592号)

この告示は、平成21年11月2日から施行する。

附 則(平成22年岡山県告示第317号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年岡山県告示第805号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年岡山県告示第240号)

この告示は、平成23年3月30日から施行する。

附 則(平成23年岡山県告示第241号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年岡山県告示第308号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年岡山県告示第278号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成24年3月30日までに保証協会が保証申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成24年岡山県告示第663号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けている資金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年岡山県告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第152号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成25年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成25年岡山県告示第464号）

この告示は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第486号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年岡山県告示第55号）

この告示は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年岡山県告示第172号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第153号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第446号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第168号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第321号）

この告示は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第393号）

この告示は、平成28年7月8日から施行する。

附 則（平成29年岡山県告示第151号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成29年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成30年岡山県告示第168号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成30年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成30年岡山県告示第441号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成30年8月1日以後に岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき岡山県信用保証協会が保証の承諾をした融資について適用する。

附 則（平成31年岡山県告示第136号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年岡山県告示第86号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（この告示の公布の日の前日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（令和2年岡山県告示第144号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（令和2年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年岡山県告示第299号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号に掲げる資

金（同号の融資の対象者の欄４に該当するものに限る。）であって、令和３年３月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和３年岡山県告示第460号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年９月１日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の別表第１号の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和４年岡山県告示第118号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和４年岡山県告示第218号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和４年３月31日以前に策定された岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画については、岡山県中小企業活性化協議会事業に基づくものとみなす。
- 3 令和４年３月31日以前に岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画については、岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定されたものとみなす。

附 則（令和４年岡山県告示第225号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和４年岡山県告示第303号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和４年７月１日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和４年岡山県告示第412号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則 (令和5年岡山県告示第101号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年3月15日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則 (令和5年岡山県告示第118号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄4に該当するものに限る。)であって、令和5年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年岡山県告示第71号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年3月15日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則 (令和6年岡山県告示第296号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第9号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄7に該当するものに限る。)であって、令和6年6月30日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年岡山県告示第408号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年岡山県告示第104号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第13号に掲げる資金であって、令和 7 年 3 月 31 日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年岡山県告示第443号）

この告示は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年岡山県告示第461号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表

別表（第3条―第6条，第8条，第11条関係）

番号	資金の種類	融資の対象者	融 資 条 件							
			資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	償還方法	融資利率	保証料	担保及び保証人	信用保証
1	新規創業資金	次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であって，1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）による支援を受けた者は，6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 2 事業を営んでいない個人であって，2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は，6月以内）に新たに会社を設立し，当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 3 中小企業者である会社であって，自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ，新たに中小企業者である会社を設立し，当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人であって，当該事業を開始した日前に事業を営んでいない者 5 設立の日から5年を経過していない会社であって，当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された者 6 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ，新たに設立した中小企業者である会社であって，当該設立の日から5年を経過していない者 7 4に該当する者であって，新たに中小企業者である会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって，当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過してい	事業に必要な運転資金及び設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	3,500万円	10年以内（2年以内。ただし，融資の対象者が8である場合にあっては1年以内，8であってスタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件を満たす場合にあっては3年以内。）	原則として月賦償還	年1.75%以内	年0.70%ただし，融資の対象者が8である場合の保証料については，保証協会所定の料率とする。	無担保，かつ，無保証人とする。ただし，融資の対象者が3又は5から7までのいずれかである場合の保証人については，保証協会の定めるところによる。	保証付き

		ないとして、産業競争力強化法第12条第2項の規定により同法第2条第31項第4号に掲げる創業者とみなされる者 8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者								
2	小規模企業支援資金（一般）	小規模企業者又は組合であって、その構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されているもの	事業経営に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）	小規模企業者 次号の小規模企業支援資金（小口零細）と合わせて2,000万円（組合転貸を含む。） 組合 次号の小規模企業支援資金（小口零細）と合わせて5,000万円	10年以内（2年以内）	原則として月賦償還。ただし、融資期間が1年以内の場合にあつては、月賦償還又は一括償還	年2.20%以内	付表1のとおり	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。	必要に応じ保証付き
3	小規模企業支援資金（小口零細）	小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合	同 上	2,000万円 ただし、小口零細企業保証の限度額以内とする。	同 上	同 上	年2.05%以内	付表2のとおり	同 上	保証付き
4	事業活性化短期資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者（今後締結することが確実であると認められる者を含む。） 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する者（棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。）	事業経営に必要な運転資金	5,000万円	1年以内 ただし、知事が特に必要と認めたときは、3年以内	月賦償還 又は一括償還	年2.20%以内	付表1のとおり ただし、融資の対象者が2である場合は、年0.68%	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 ただし、融資の対象者が2である場合は、売掛債権又は棚卸資産を譲渡担保として徴求する。	必要に応じ保証付き
5	経営革新資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業等経営強化法第14条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、産業振興財団の推	(1) 融資の対象者が1又は2である場合は、事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 融資の対象者が3である場合は、	総額1億円（うち、運転資金にあつては、5,000万円を限度とする。）	10年以内（2年以内）	原則として月賦償還	年1.40%以内	付表3のとおり ただし、融資の対象者が1又は3である場合は、年0.70%	無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。	同 上

		薦を受けた者 (1) 新分野進出，新商品又は新サービスの開発又は提供，販路開拓，取引拡大等を行う者 (2) 自動車関連，新エネルギー，医療・福祉機器，航空機又は新素材の分野の事業を行う者 (3) 繊維，耐火物，ステンレス加工又はバイオマス・C L T 関連の分野の事業を行う者 (4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者 3 中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する特定市町村の認定を受けた者	先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金（土地取得資金を除く。）							
6	新エネ・環境対策資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者（ただし，資金使途が2(1)又は(2)である場合は，知事の認定を受けた者に限る。）	1 融資の対象者が1である場合は，次のいずれかの資金 (1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金（土地取得資金を除く。） (2) 事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金 2 融資の対象者が2である場合は，次のいずれかの資金 (1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 (2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 (3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金 (4) 再生資源を原	1 億円	同 上	同 上	年2.20%以内	付表1のとおり	金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし，産業廃棄物の最終処分場は，原則として担保物件とする。	同 上

			材料として利用 する製品の製造 に必要な設備の 設置又は改善に 必要な資金 (5) フロン類（ク ロロフルオロカ ーボン（C F C）、ハイドロ クロロフルオロ カーボン（H C F C）又はハイ ドロフルオロカ ーボン（H F C））使用施設 の代替施設の設 置又は回収装置 等の導入に必要 な資金							
7	事業承継対策資 金	次のいずれかに該当する中小企業者 又は組合 1 中小企業における経営の承継の円 滑化に関する法律（平成20年法律第 33号）第12条第1項の認定を受けた 者（当該認定を受けた中小企業者の 代表者を含む。） 2 事業承継計画に従い、事業承継を 行う者 3 事業承継特別保証の対象となる者	(1) 融資の対象者 が1又は2である 場合は、事業承継 に必要な運転資金 及び設備資金（建 物又は設備と一体 的に取得する土地 の取得資金を含 む。） (2) 融資の対象者 が3である場合 は、事業承継に必 要な運転資金、設 備資金（建物又は 設備と一体的に取 得する土地の取得 資金を含む。）及 び知事が別に定め る既往の借入金の 返済資金	8,000万円	10年以内（2年以 内。ただし、融資 の対象者が3であ る場合は、1年以 内）	同 上	年2.05% 以内	付表1の とおり ただし、 融資の対 象者が3 であって 知事が別 に定める 者である 場合は、 付表4の とおり	金融機関 又は保証 協会の定 めるところ による。 ただし、 融資の対 象者が3 である場 合は、無 保証人と する。	同 上
8	働き方改革応援 資金	働き方改革を推進するための取組を 行う次のいずれかに該当する中小企業 者又は組合 1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、 子育て応援、健康経営等に取り組む 者 2 職場環境の充実を目的とした施設 又は設備の設置又は改修を行う者 3 人手不足の解消を目的とした省力 化設備の導入により、知事が別に定	事業の実施に必要な 運転資金及び設備資 金（建物又は設備と 一体的に取得する土 地の取得資金を含 む。）	1億円	10年以内（2年以 内）	同 上	年1.40% 以内	付表1の とおり	金融機関 又は保証 協会の定 めるところ による。	同 上

		める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、産業振興財団の推薦を受けた者								
9	危機対策資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 2 信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（以下「特定中小企業者」という。）（同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて同項に規定する市町村長の認定を受けた者に限る。） 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた者	(1) 融資の対象者が1から3までのいずれかである場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。） (2) 融資の対象者が4である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 (3) 融資の対象者が5である場合は、防災対策の実施に必要な資金 (4) 融資の対象者が6である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	8,000万円	同 上	同 上	融資の対象者が1又は2である場合は、年1.55%以内 融資の対象者が3から6までのいずれかである場合は、年2.05%以内	付表1のとおり ただし、融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80% 融資の対象者が6である場合は、年0.70%	同 上	同 上
10	事業再生資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行うもの 2 産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従って事業再生を行うもの	(1) 事業再生に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	(1)及び(2)の資金使途を合わせて8,000万円	15年以内（2年以内）	同 上	年2.05%以内	付表1のとおり ただし、事業再生計画実施関連保証を利用する場合の保証料については、保証協会所定の料率とする。	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる。 ただし、事業再生計画実施関連保証を利用する場合の担保及び保証人については、保証	同 上

									協会の定 めるところによ る。	
11	経済変動対策資 金	次のいずれかに該当し、経営の安定 に支障を来している中小企業者又は組 合 1 特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に 影響を受けている者 3 次のいずれかに該当する者 （1）最近3月間の平均売上高又は平 均販売数量（建設業にあっては、 完成工事高又は受注残高。以下「平 均売上高等」という。）が前年同 期の平均売上高等に比して5%以 上減少している者 （2）最近3月間の平均売上総利益率 又は平均営業利益率が前年同期の 平均売上総利益率又は平均営業利 益率に比して5%以上減少してい る者 4 新型コロナウイルス感染症（病原 体がベータコロナウイルス属のコロ ナウイルス（令和2年1月に、中華 人民共和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有すること が新たに報告されたものに限る。） である感染症をいう。）の影響を受 け、原油価格・物価高騰により、次 のいずれかに該当する者 （1）最近1月間の売上高又は販売数 量（建設業にあっては、完成工事 高又は受注残高。以下「売上高等」 という。）が前年同期の売上高等 に比して5%以上減少しており、 かつ、今後2月を含む3月間の平 均売上高等が前年同期の平均売上 高等に比して5%以上減少するこ とが見込まれる者 （2）最近1月間の売上総利益率又は 営業利益率が前年同期の売上総利 益率又は営業利益率に比して5% 以上減少しており、かつ、今後2 月を含む3月間の平均売上総利益 率又は平均営業利益率が前年同期 の平均売上総利益率又は平均営業 利益率に比して5%以上減少する ことが見込まれる者	（1）経営の維持及び 安定のために必要 な運転資金及び設 備資金（土地の取 得資金を除く。） （2）知事が別に定め る既往の借入金の 返済資金（融資の 対象者が4の場合 を除く。）	同 上	10年以内（2年以 内）	同 上	融資の対 象者が1 から3ま でのいず れかであ る場合 は、年 2.05%以 内 融資の対 象者が4 である場 合は、年 1.15%以 内。ただ し、融資 の実行の 日から2 年間は、 年0.50% 以内	付表1の とおり ただし、 融資の対 象者が1 である場 合は、年 0.80%	金融機関 又は保証 協会の定 めるところによ る。	同 上

12	経営安定資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	(1) 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同 上	同 上	同 上	年2.05%以内	付表1のとおり	同 上	同 上
13	おかやま中小企業再生支援資金	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の対象となる者	(1) 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同 上	15年以内（3年以内）	同 上	年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から3年間は、年0.30%以内	年0.30%	同 上	保証付き
14	協調支援型特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であって、米国の関税措置（アメリカ合衆国が実施した関税に係る措置をいう。）の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	(1) 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金（融資の対象者が2である場合を除く。）	同 上	10年以内（運転資金にあつては1年以内、設備資金及び運転設備資金にあつては3年以内）	同 上	融資の対象者が1である場合は、年2.20%以内 融資の対象者が2である場合は、年1.80%以内	付表5のとおり	同 上	同 上

備考

- この表中の融資利率は、第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄4に該当する者に限る。）及び第13号に掲げる資金を除き、全て変動金利とする。
- この表中の保証料は、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、所定の料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
- 第14号に掲げる資金の融資条件は、保証付き融資に限る。

付表 1

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

（単位：％）

備考 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、この表の料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出することができない場合に該当する者についてはこの表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。

付表 2

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象外の料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

(単位：％)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

付表 3

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35

(単位：％)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

付表 4

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20

(単位：％)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

付表 5

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
協調支援型特別保証の申込人資格要件（１）に該当し、 保証協会への保証申込日が令和８年３月31日まで	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
協調支援型特別保証の申込人資格要件（１）に該当し、 保証協会への保証申込日が令和８年４月１日から令和 ９年３月31日まで	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30
協調支援型特別保証の申込人資格要件（１）に該当し、 保証協会への保証申込日が令和９年４月１日から令和 10年３月31日まで	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
協調支援型特別保証の申込人資格要件（２）に該当す る場合	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

(単位：%)